

社会福祉法人長岡福寿会行動計画（第3回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日

2. 内 容

< 目標 >

育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知、及び、産前産後休業・育児休業取得に関わる手続きの周知を行い、該当者へ、関係書類の説明、提出のタイミング等を記載した説明書をもって説明する。

< 対策 >

令和3年4月1日以降、説明書を作成し、該当者へそれをもとに説明する。